

議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 9号

議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和48年南
知多町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第21条中「南知多町職員の旅費に関する条例（平成2年南知多町条例第7号）」を
「南知多町職員等の旅費に関する条例（令和8年南知多町条例第15号）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。